

2024年5月10日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
在宅介護委員会
常務理事 山浦 竜雄

令和6年度介護報酬改定に伴う留意点について（お知らせ）

令和6年度介護報酬改定に伴う留意点についてお知らせします。

- ① 介護報酬改定に伴って変更になる居宅療養管理指導費については、以前の改定時の時にもありましたように、患者やその家族へ事前の説明と同意が必要となります。

6月施行のため、5月中の同意の取得が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、3月15日に厚生労働省が発出した

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」の109ページをご確認ください。（別添資料参照）

- ② 令和6年度介護報酬改定によって新設された

「医療用麻薬持続注射療法加算」

「在宅中心静脈栄養加算」につきましては事前の届け出が必要となります。

算定開始月の前月の15日までに届け出しないと算定できませんのでご注意ください。

詳しくは、福岡市のホームページ「介護報酬に係わる届け出（加算・減算等）」をご確認ください。

※福岡市ホームページ「介護報酬に係わる届け出（加算・減算等）」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html>

(別添)

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vo1. 1) (令和6年3月15日)」109ページ

【全サービス】

○ 介護報酬改定の施行時期について

問 181 令和6年度介護報酬改定において、

- ・ 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションに係る見直しは令和6年6月施行
- ・ その他のサービスに係る見直しは令和6年4月施行
- ・ 処遇改善加算の一本化等（加算率引き上げ含む）はサービス一律で令和6年6月施行

とされたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。

(答)

本来、改定に伴う重要事項（料金等）の変更については、変更前に説明していただくことが望ましいが、4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合、4月1日以降速やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得ることとしても差し支えない。6月施行の見直し事項については、5月末日までに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得る必要がある。

なお、その際、事前に6月以降分の体制等状況一覧表を自治体に届け出た介護事業者においては、4月施行の見直し事項と6月施行の見直し事項の説明を1回で纏めて行うといった柔軟な取扱いを行って差し支えない。また、5月末日までの間に新たにサービスの利用を開始する利用者については、サービス利用開始時の重要事項説明時に、6月施行の見直し事項について併せて説明しても差し支えない。

問 182 4月施行サービス（右記以外）と6月施行サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション）の両方を提供している介護事業者は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の届出を別々に行う必要があるのか。

(答)

事業者の判断で、4月以降分を提出する際に6月以降分も併せて提出することとしても差し支えない。